

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (新総合事業) が始まります

高齢者すこやか支援課(☎829-1146)

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65歳以上のかたを対象に、それぞれの状態や必要性に合わせたサービスを提供する事業です。

4月から、これまでの介護予防サービスと同等のサービスや、それぞれの心身の状態に応じたサービス・生活支援などが受けられるようになります。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)

◆介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス	掃除や洗濯など、日常生活を支援するサービス
通所型サービス	機能訓練や憩いの場の提供など、日常生活を支援するサービス
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者などへの見守りをするサービス
介護予防ケアマネジメント	本人の心身の状態や希望に沿って、利用するサービスの計画などを作成し、自立した生活を送ることができるよう支援するサービス

<対象>次のどちらかに該当するかた

●**要支援認定を受けたかた**

※今年3月までに要支援認定を受けたかたには、次回の認定更新まで従前の介護予防サービスをご利用いただけます。

●**今年4月以降に、基本チェックリスト(日常生活についての25項目の質問)で事業対象者と判定されたかた**

※この場合は、要介護・要支援認定の手続きは不要です。

◆一般介護予防事業

要介護状態などになることの予防、要介護状態などの軽減や、悪化の防止を目的としたサービス

<対象>

●**65歳以上のすべてのかた**

★各事業の詳しい内容などは、広報ながさき4月号でお知らせします。

また、次のホームページでもご覧になれます。

長崎市 4月から新しい介護

検索



QRコード



困りごとなどがありましたら、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

〈広告〉